

# 英国の EU 離脱後における英国法と EU 法との「相克」

——英国の自律的な法の解釈・適用の視点からみた  
近時の Micula 事件英最高裁判決の考察——

Conflicts between the English Law and the EU Law after the Brexit:  
Consideration of the Recent UK Supreme Court Judgement concerning  
Micula Case from the Viewpoint of Autonomous Interpretation  
and Application of the English Law

鈴木 優\*

## 目 次

1. はじめに
2. Micula 事件の経緯
3. 英国最高裁判決の概要
4. 本件英最高裁判決についての考察
5. 本件英最高裁判決後の動きと欧州委員会の反応
6. EU 法と投資保護法との抵触問題
7. 結 語

## 1. はじめに

英国は、欧州連合（EU）との間で、2020年1月30日付けで離脱協定を締結し<sup>1)</sup>、翌31日に EU から正式に離脱した。これに伴う影響を可及的に

---

\* 嘱託研究所員・弁護士

1) Agreement on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and

避ける目的から移行期間が設けられ、同年12月31日までの間、英国は従前と同様に EU 法の適用を受け、同法の規律の下に置かれることになった。また、この移行期間中は、英 EU 間の将来関係を規律する通商・協力協定<sup>2)</sup>の締結に向けた交渉が続けられるとともに、離脱協定に含まれる諸規定の適切な履行の確保と英 EU 双方の市民権の取扱い等の課題解決を目的とした英 EU 間の協議を含む、様々な取組が実施された。英国にとって、EU からの離脱は、ひとえに EU 法の規律から制度的に離脱するにとどまらず、自国の法体系の下での自律的な (autonomous) 法運用、すなわち自律的な法の解釈・適用とその執行を可能ならしめるものであった。英国の EU 離脱の法的側面に着目すれば、この自律的な法運用の回復こそが英国の EU 離脱の重要な成果の一つであったといっても過言ではない<sup>3)</sup>。その一方で、英国が EU 加盟国であった間の欧州連合司法裁判所（以下「欧州司法裁判所」という）の判例は、既に英国の法体系に浸透し、EU 離脱後も引き続きその法体系の一部として機能することになった。

ところで、前述のとおり、英国は移行期間中においても従前と変わらず EU 法の規律の下に置かれたため、欧州委員会が移行期間終了前に EU 法<sup>4)</sup>又は離脱協定にかかる英国の違反行為があったと判断した場合には、

---

Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community.

- 2) 英 EU 間の通商・協力協定は、2020年12月30日付けで締結された。正式名称は、Trade and Cooperation Agreement between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part である。
- 3) 本論とは若干逸れるが、英国が2020年7月に導入したグローバル人権制裁制度（いわゆる英国版マグニツキー法）について、ラーブ英外相（当時）はその議会スピーチの中で英国の自律的な (autonomous) 人権制裁制度の導入を高く評価しており、英国にとっての法運用の自律性の回復を強くアピールしていた。<https://www.gov.uk/government/speeches/statement-on-the-global-human-rights-sanctions-regime>
- 4) 離脱協定第2条(a)(i)では、EU 法 (Union Law) の定義が規定されており、EU 条約、EU 運営条約、欧州原子力共同体設立条約、EU 加盟条約及び欧州基

## 英国のEU離脱後における英国法とEU法との「相克」

移行期間の終了後4年以内であれば、欧州司法裁判所に提訴することができることとされ、これにより一定の時的制限の下ではあるが、英国に対する欧州司法裁判所の管轄権が維持されることになった<sup>5)</sup>。

このような状況下において、近時、英国最高裁判所がMicula事件に関して重要な判決を下した（以下「本件英国最高裁判決」という<sup>6)</sup>。これはICSID条約<sup>7)</sup>に基づく投資仲裁判断（以下「本件仲裁判断」という<sup>8)</sup>で勝訴したスウェーデン国籍の投資家が英国国内で本件仲裁判断の執行を求めたところ、敗訴した投資受入国のルーマニアがその執行停止等を求めた事案に関する判決である。本件英国最高裁判決が出された当時、欧州司法裁判所では、ルーマニアによる本件仲裁判断の履行、すなわち投資家に対して損害賠償金を支払うことがEU競争法の下での違法な国家援助（state aid）に該当するか否かの争点を含む訴訟審理が係属中であった。それにもかかわらず、英最高裁が欧州司法裁判所の判断を待たずしてMicula事件に関する判決を下した点に本件の大きな特色がある。なぜならば、本件事案は欧州司法裁判所に係属中の事件について英国の国内裁判所がどのような態度をとるべきか、具体的には、欧州司法裁判所の審理に協力し、そ

---

本権憲章がこれに含まれる。

- 5) 離脱協定第87条は、欧州委員会が移行期間の終了前に英国が条約又は本協定第4章の義務を履行していないと判断した場合、欧州委員会は移行期間の終了後4年以内にEU運営条約第258条又は同条約第108条2項第二文に定められた要件に従ってEU司法裁判所に提訴することができ、その場合、EU司法裁判所がその事案について管轄権を有すると定める。
- 6) *Micula v. Romania* (2020) UKSC 5. (<https://www.supremecourt.uk/cases/docs/uksc-2018-0177-judgment.pdf>)
- 7) Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States.
- 8) *Ioan Micula, Viorel Micula, S.C. European Food S.A., S.C. Starmill S.R.L., and S.C. Multipack S.R.L. v. Romania*, ICSID Case No. ARB/05/20. 本仲裁判断の評釈については以下を参照されたい。猪瀬貴道「投資協定仲裁 判断例研究 (62) EU加盟に際しての優遇措置廃止が公正衡平待遇違反とされた事例」JCAジャーナル61巻11号（2014年）287-296頁。

の判断を待つべきか（EU 条約第4条3項の誠実協力義務の程度と範囲の問題）、EU 法上の義務と ICSID 条約上の仲裁判断執行義務のどちらが優先されるべきか（EU 法と投資保護法との抵触）、及び英国の EU 加盟前に締結した条約に基づく義務の効力（EU 運営条約第351条<sup>9)</sup>の解釈）などの重要な問題を内包していたからである。この点、英最高裁は、英国が EU に対する誠実協力義務を一定の範囲で負うことを認めつつも、ICSID 条約に基づく投資仲裁判断の執行義務との抵触を回避するため本件投資仲裁判断の執行停止の解除を認める立場をとった。他方で、この判断は、仮に本件投資仲裁判断の履行が EU 法上禁止される国家援助に該当するとすれば、EU 法体系との明らかな矛盾を来すことになり得る。そのため、EU 法の自律性を確保しようとする EU 側にとって、当該判決はおよそ受け入れ難いものであった。この点で、本件英国最高裁判決は、EU 離脱後における英国の自律的な法運用の「回復」と EU 法の自律性の確保の要請との間での鋭い緊張関係の文脈の中に位置付けられるべき事象の一つではないかと思われる。

本稿では、英国の EU 離脱以降の英 EU 双方の法体系の自律的運用への志向の観点から、本件英国最高裁判決における EU 条約第4条3項所定の誠実協力義務の位置付け及び ICSID 条約上の義務との関係について検討し、併せて、近時問題となっている EU 法と投資保護法との抵触についても若干の検討を加えることとしたい。

なお、本件英国最高裁判決以降の重要なイベントとして、2022年1月25日付けで、欧州司法裁判所は、その下級審に相当する欧州連合一般裁判所（以下「一般裁判所」という）が欧州委員会の決定を取り消した判決を破棄し、審理を差戻す判決を下した（以下「本件欧州司法裁判所判決」とい

---

9) EU 運営条約第351条は、1958年1月1日より前に、又は加盟する国についてはその加盟日より前に、一方が一又は二以上の加盟国で、他方が一又は二以上の第三国との間で締結された合意から生じた権利及び義務は、欧州諸条約の規定による影響を受けないと規定する。

う)<sup>10)</sup>。これを受けて欧州委員会は、同年2月9日、本件英国最高裁判決が欧州連合運営条約（以下「EU運営条約」という）の諸規定に違反することなどを理由として、英国を欧州司法裁判所に提訴することを決定し<sup>11)</sup>、同年7月29日付けで提訴した<sup>12)</sup>。そこで、これらの直近までの進展についても併せて紹介したい。

## 2. Micula 事件の経緯

Micula 事件は既に多くの文献で紹介されており、本稿で改めて説明するまでもないが、本件事案は、1999年にルーマニアが緊急政令により投資インセンティブ制度（EGO24）を導入したことに端を発する。同投資インセンティブ制度に依拠する形で、スウェーデン国籍を有する投資家である Micula 兄弟らが2000年以降、同制度が適用される一部指定地域において、大規模かつ高度に統合された10か年にわたる食料生産事業を開始した。その後、ルーマニアとスウェーデンは、2002年に投資の促進及び相互的な保護並びに ICSID 条約に基づく投資家対国家間の仲裁手続を含む二国間投資協定（以下「本 BIT」という）を締結し<sup>13)</sup>、本 BIT は2003年4月1日に発効した。これらの動きと並行して、2000年から2004年にかけて行われたルーマニアの EU 加盟に向けた交渉過程では、EU がルーマニアの EGO24を含む各種優遇措置が EU 法体系（*acquis communautaire*）の国家援助ルールに沿っていない旨を通告するとともに、それらの優遇措置を廃止するよう提案した。2004年8月31日、ルーマニアは、EGO24に定

10) Case C-638/19 P *Commission v. European Food SA and Others* ECLI:EU:C:2022:50.

11) 2022年2月9日付け欧州委員会プレスリリース。([https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/es/ip\\_22\\_802](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/es/ip_22_802))

12) Case C-516/22 *European Commission v. United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland*.

13) Agreement between the Government of the Kingdom of Sweden and the Government of Romania on the Protection and Reciprocal Protection of Investment.

められた税優遇措置等を撤廃する政令を發布した。これを受けて、2005年7月28日、Micula 兄弟らは、ルーマニアによる上記税優遇措置の撤廃が本 BIT に違反することなどを理由として、ルーマニアに対する投資仲裁（以下「本投資仲裁」という）を申立てた。その後、ルーマニアは、2007年1月1日付けで EU に加盟した。

2013年12月11日、本投資仲裁の仲裁廷は、ルーマニアが投資家に対する公正衡平待遇をしなかったこと、投資家の正当な期待を尊重しなかったこと、そして透明性をもって行動しなかったことにより、本 BIT によって課された義務に違反したと認定し、ルーマニアに対して約7,000万ポンドの賠償金の支払いを命じる仲裁判断を下した<sup>14)</sup>。翌2014年、ルーマニアは、ICSID 条約上の手続に基づき本件仲裁判断の取消しと仲裁判断の執行停止を求めて提訴するとともに<sup>15)</sup>、本投資仲裁の申立人の一部に対する納税債務と相殺する形で本仲裁判断の一部を履行した。これに対して、欧州委員会は、本件仲裁判断の履行が EU 法の下で違法な国家援助にあたる可能性があることを理由として、ルーマニアに対し、その履行の停止を命じた。これとともに、欧州委員会は、2014年10月、ルーマニアによる国家援助にかかる正式な調査を開始することを決定するとともに（以下「本調査開始決定」という）、本件仲裁判断の履行を差し止めることを決定した（以下「本差止決定」という）。

翌2015年、欧州委員会は、ルーマニアによる本仲裁判断に基づく投資家らへの賠償金の支払いが違法な国家援助にあたりと決定した（以下「2015年欧州委員会決定」という）<sup>16)</sup>。これを受けて、投資家らは、2015年欧州委員会決定の取消しを求めて一般裁判所に提訴した。一般裁判所は、審理を経て、2019年6月18日、欧州委員会がルーマニアの EU 加盟前の事案に対して遡及的に権限を行使することはできないなどと述べて、2015年欧州

---

14) *Supra* note 8.

15) ルーマニアによる本仲裁判断の取消申立てについては、2016年2月26日付けで ICSID アドホック委員会によって却下された。

16) Commission Decision (EU) 2015/1470.

英国のEU離脱後における英国法とEU法との「相克」

委員会決定を取り消す旨の判決を言い渡した<sup>17)</sup>。欧州委員会は、この判決を不服として欧州司法裁判所に上訴した。なお、一般裁判所の判決はあくまでルーマニアによる本件仲裁判断の履行が違法な国家援助に該当する旨の欧州委員会決定を取り消す効果を持つにとどまり、本調査開始決定及び本差止決定をも取り消す効果を持つものではなかった。

本件事案と英国との関わりは、Micula 兄弟らが英国において本仲裁判断の執行を求めたことが契機となった。Micula 兄弟らは、本件仲裁判断の執行に必要な英国国内法上の手続として、英国1966年仲裁法に基づき、本仲裁判断の登録 (registration) を申請した<sup>18)</sup>。当該登録申請を受けて、ルーマニアは、2015年7月28日付けで英高等法院に対し、当該登録の変更又は取消しの申立てを行った。それに対して投資家側は、本件仲裁判断の執行停止が命じられた場合の担保提供の申立てを行った。英高等法院は、2017年1月20日、ルーマニアによる本件仲裁判断の登録取消しの申立てを却下する一方で、本件仲裁判断の執行停止の申立てについては、「欧州委員会がルーマニアに対して本件仲裁判断に基づく投資家への支払いを禁止している事情の下では、国内裁判所は本判決を執行することができない」、「これは ICSID 条約の下での英国の国際的な義務との抵触をもたらすものではない」と述べるとともに、前述の2015年欧州委員会決定の当否が一般裁判所で争われている状況の下では矛盾した判断が出る重大なリスクがあるとしてこれを認容した<sup>19)</sup>。なお、投資家側による担保提供の申立てについては棄却した。

---

17) *European Food and Others v. Commission*, Judgment of 18 June 2019 (T-624/15, T-694/15 and T-704/15).

18) ちなみに、英国以外にも、米国、フランス、ベルギー、ルクセンブルク及びスウェーデンにおいて本件仲裁判断の執行が申し立てられた。

19) *Micula & Ors v. Romania & Anor* (2017) EWHC 31. 本判決は、EU 運営条約第351条が本件に適用されるか否かについては一般裁判所による審理が行われているところであり、仮に国内裁判所がその争点をここで判断すれば両判断に矛盾が生じるおそれがあるとして、国内裁判所が判断することはできないと述べた。

これに対して、投資家側が上訴したところ、英控訴院は、2018年7月27日付けの判決において、原審である英高等法院による執行停止の判断を維持した<sup>20)</sup>。英控訴院は、その判決において、英国のEU加盟前に締結された諸条約に対するEU運営条約第351条の適用可能性の問題が一般裁判所で審理されている状況下においては、ICSID条約に基づく英国の義務とEU法に基づく同国の義務との間に衝突のリスクがあるとした上で、本仲裁判断の執行停止はICSID条約の目的と整合するが故に国内裁判所の権限の範囲内にあり、誠実協力義務に沿って本件仲裁判断の執行を停止するために裁量権を行使することが適切であると述べた。なお、英控訴院は、投資家側の担保提供の申立てを棄却した原審の判断を覆して、ルーマニアに本仲裁判断の執行停止に伴う担保の提供を命じた。

これを受けて、ルーマニアは、2018年、担保提供を命じる英控訴院の判決に対して上告を行った。他方、投資家側は、執行停止の判決に対して交差上訴（cross-appeal）を行った。なお、本上告後、前述のとおり一般裁判所が2015年欧州委員会決定を取り消す旨の判決を下したことを受けて、投資家側は、当該取消しにより、もはや本件仲裁判断の執行停止の法的根拠がなくなった旨の交差上訴理由を提出した。これに対し、ルーマニアと欧州委員会は、一般裁判所判決は単に2015年欧州委員会決定を取り消したに過ぎず、国家援助にかかる調査開始決定及び本仲裁判断の履行に対する差止決定はこれとは別にそのまま効力を維持しているため、欧州委員会としては仮に欧州司法裁判所への上訴で敗訴したとしても、（調査の結果を踏まえて）国家援助の認定を再度行うことができる立場にあり、したがって、国内裁判所（本件では英最高裁）は依然として誠実協力義務に従わなければならない、潜在的な欧州委員会の決定に抵触し得る判決を言い渡すことを差し控えなければならないと反論した<sup>21)</sup>。

英最高裁は、2020年2月19日、投資家側の交差上訴理由を認め、本件仲

---

20) *Micula v. Romania* (2018) EWCA 1801.

21) *Supra* note 6, para. 44.



裁判所の執行停止を解除する旨の判決を言い渡した。

### 3. 英国最高裁判決の概要

英最高裁は、本仲裁判断の執行停止を命じる判決に対する投資家側の交差上訴から検討した上で、結論としては、全員一致で投資家の交差上訴を認容し、本件仲裁判断の執行停止を解除した。その理由は次のとおりである。

まず、欧州委員会の決定を取り消す旨の一般裁判所判決により誠実協力義務はもはや英国裁判所に執行停止を求めるものではないとの投資家側の主張について、英最高裁は、一般裁判所判決をもってしてもルーマニアによる本件仲裁判断の履行が国家援助ルールに抵触するか否かに関する正式な調査手続を終了する旨の欧州委員会の最終的な決定がない以上、その調査開始決定の効果は存続し、したがって、英国に対して必要に誠実協力義務を課すと述べた<sup>22)</sup>。また、一般裁判所判決に対して上訴を行い現在欧州司法裁判所に係属中であるから引き続き誠実協力義務が適用される、また、当該上訴で欧州委員会が勝訴しない見通しが示されているわけではなく、仮に一般裁判所判決が破棄されればEU裁判所の判断と英国裁判所のそれとの間に矛盾が生じ得るとの欧州委員会の主張については、そのような矛盾した判断が出るリスクが必ずしもないとは結論付けることができず、そのリスクはEU法の運用にとっての実質的な障害をもたらすであろうとし、欧州司法裁判所への上訴が勝訴の現実的な見通しを伴って係属中であることは、誠実協力義務を惹起するのに十分であり、欧州委員会の決定の効果を阻害しないために執行停止を求めるとすることは首肯できると述べた<sup>23)</sup>。

その上で、英最高裁は、ICSID条約及び英1966年仲裁法の下では英国の

---

22) *Supra* note 6, para. 51.

23) *Supra* note 6, paras. 53–56.

裁判所に本件仲裁判断の執行停止を命じる権限がないとの交差上訴理由、及びその執行停止が ICSID 条約と整合しない旨の投資家側の交差上訴理由について両者を一括して検討を進めた。これらの交差上訴理由について、英最高裁は、ICSID 条約の枠組みは（仲裁判断の）承認を求められている国内裁判所が真正であることを確認した仲裁判断の内容を再審査することを許容していないと述べた上で、英国の国内裁判所は、限定的な事情の下で ICSID 仲裁判断の執行を停止する権限を有するが、一般裁判所での取消手続に関する判断が係属中である本件において本件仲裁判断の執行停止を認めることは適切な権限の範囲を逸脱すると述べるとともに、本件事情の下で本件仲裁判断の執行停止を認めることは、英国及びその国内裁判所が本件仲裁判断を承認及び執行する義務を負っている ICSID 条約と整合しないと述べた<sup>24)</sup>。

また、1972年欧州共同体法は英国に対して ICSID 条約の下での EU 加盟前の義務に違反することを要求していないとの投資家側の交差上訴理由については、同法第2条(1)の射程及び効果について英国裁判所が判断すべきであり、英国の憲法上の原則と EU 法との間に抵触がある場合、その抵触は英国憲法の下で生じた問題として英国裁判所によって解決されなければならないとしつつも、本件は基本的な憲法上の重要性のある規定ではない1966年仲裁法によって実施された ICSID 条約上の義務に関するものであり、1966年仲裁法に関する限り、欧州共同体法第2条(1)の効果が排除された結論付ける十分な根拠はなく、同条項によって英国の国内法上効果を生じた後の条約は現行の EU 運営条約第351条と同等の規定を含む結果として、1972年法は英国の EU 加盟前の条約に関する効果についての規定を設けているとし、本交差上訴理由については次に述べる交差上訴理由の検討と包括して行うものとした<sup>25)</sup>。

そして、EU 運営条約第351条の適用によって英国の EU 加盟前の ICSID

---

24) *Supra* note 6, para. 84.

25) *Supra* note 6, paras. 88-89.

条約に基づく義務はEU法に劣後しないとの投資家側の交差上訴理由について、英最高裁は、EU運営条約第351条が、複数の義務の潜在的な衝突がある場合の優先関係を規律するEU法の明示的な規定であるとするとともに、加盟国がEU加盟前に第三国との間で締結した条約に基づく非加盟国の権利を尊重し、その条約の下での義務の履行に影響を及ぼさないことを意図するものであるとした上で<sup>26)</sup>、誠実協力義務はEU裁判所に係属中の問題について英国裁判所に決定を回避するよう求めるものではないと述べた<sup>27)</sup>。さらに、EUの判例である *Levy* 事件及び *Evans Medical* 事件を引用して、EU加盟前に締結された条約上の義務の存在と程度の問題は欧州司法裁判所の権限に留保されるものではなく、その合意に基づき管轄権を有する国内裁判所の権限に委ねられるとした<sup>28)</sup>。のみならず、EU運営条約第351条の問題、つまりICSID条約上の英国の義務の程度の問題は欧州司法裁判所の審理において投資家側から提起されているものの、英国裁判所で審理されているものと同一の問題ではないとする<sup>29)</sup>、欧州司法裁判所が将来その問題を審理する可能性は、条件付き (contingent) であり、ほど遠いもの (remote) であるから、誠実協力義務は本仲裁判断の執行停止をするよう求めるものではない旨を判示した<sup>30)</sup>。また、この文脈において、英最高裁は、仮に欧州委員会が (英最高裁が) 本件仲裁判断の執行を認めたことを受けて英国を欧州司法裁判所に提訴したとしても、礼讓 (comity) と誠実協力義務の双方向的な適用 (two-way application) によって、欧州司法裁判所はICSID条約の解釈を同条約の加盟国である英国の国内裁判所に委ねることになるだろうとも述べた<sup>31)</sup>。

このように英最高裁は、欧州委員会による継続的な調査の実施と欧州司

---

26) *Supra* note 6, para. 97.

27) *Supra* note 6, para. 111.

28) *Supra* note 6, para. 112.

29) *Supra* note 6, para. 113.

30) *Supra* note 6, para. 117.

31) *Supra* note 6, para. 116.

法裁判所に係属している上訴の存在を踏まえて英国のEUに対する誠実協力義務の存在を一定程度認める一方で、EU運営条約第351条はそのようなEU法上の義務がEU加盟前に締結した条約上の義務に影響を及ぼさない趣旨を規定していることを根拠としてICSID条約に基づく本件仲裁判断を執行する義務は誠実協力義務によって妨げられるものではないとした。

#### 4. 本件英最高裁判決についての考察

EU条約第4条3項に定める誠実協力義務の問題は、EUからの離脱以降の英国の対EU政策を考察する上で興味深い問題の一つであり、英国の自律的な法運用の観点からみて英国の志向する未来の在り方を映す鏡であるといっても過言ではない<sup>32)</sup>。本件において、英最高裁は、EU運営条約第351条に依拠することを通じて、英国が加盟するICSID条約第54条に基づく投資仲裁判断の執行義務をEU条約上の誠実協力義務に優先する立場を採用した。しかし、これをもって英最高裁がEUの法制度への敬意や配慮をむやみに放棄したとみるのは妥当ではないと思われる。もとより移行期間中は英国もEU法の規律の下に置かれていたのであるから、英国の国内裁判所が英国法を解釈する際には、誠実協力義務の一内容として、EU法に適合するよう解釈する義務（EU法適合解釈義務）があったことは紛れもない事実である。それ故、英最高裁も、誠実協力義務をあからさまに軽視するような論旨をとることはおよそ不可能であり、当該義務に対する

---

32) 移行期間の終了に伴い英国はEU法の規律から離脱したが、2022年7月現在、英EU間においては離脱協定の一部を構成するアイルランド・北アイルランド議定書及びこれに関連する法令上の義務の実施に関する紛争が存在しており、EU側は英国に対してEU法上の複数の義務不履行手続を実施している。これらの紛争においてもEU条約の誠実協力義務の在り方が問われる可能性は多分にあるものと思われる。European Commission Press Release of 15 June 2022 and 22 July 2022.

一定の配慮は避けられなかったものと思われる。この点に照らして、本判決の論理を丁寧に見れば、むしろEUに対する誠実協力義務の存在を前提にした上で、慎重に検討を重ねた結果、英国司法の自律的な法運用に隘路を開いたというべきではないか。以下、この点について詳述する。

まず英最高裁は、欧州司法裁判所に係属している訴訟の争点、すなわちEU法に基づくルーマニアの義務の問題と、自らの面前に提起されている争点、つまりICSID条約上の英国の義務とを明確に区別した<sup>33)</sup>。次に、本件に関して欧州司法裁判所が将来出すであろう判決との間の衝突を防止すべく、EU運営条約第351条の解釈に踏み込んだ上で、ルーマニア及び欧州委員会が主張していた、同条はEU域外での活動又は取引について適用されるとの追加的要件の主張を採用せず、従来のEU判例法に依拠してEU域内の活動にも同条が適用されるとの解釈を採用した<sup>34)</sup>。このように英最高裁は、本件上告審での争点の同一性を否定するとともに、EU運営条約第351条の適用範囲を広く解釈する手法を用いた。言い換えれば、仮に本件が欧州司法裁判所に係属する訴訟と同一の争点に関する事案であったとすれば、又は、既に欧州司法裁判所が下した条約解釈と矛盾する判断を出さざるを得ない状況であったとすれば、英最高裁は誠実協力義務に沿って判断せざるを得なかった可能性は否定できないとも考えられる。そうしてみると、英最高裁は、誠実協力義務に対して一定の配慮を示したとみることができるが、結論的には、EU運営条約第351条に強く依拠することによって誠実協力義務を通じたEU法への配慮を最小限にとどめ、英国司法の自律的な法運用のルートを確保したものと評価することができる。

また、EU運営条約第351条の解釈について、英最高裁としては、近い将来出されるであろう欧州司法裁判所の判断を待つこともできたし、同条約第267条に基づき欧州司法裁判所に先決裁定手続（preliminary ruling）

---

33) Aikaterini Florou, “Case Comment The UK Supreme Court Judgment in *Micula v. Rumania: A Landmark Judgment for the Relationship between EU Law and International Investment Law?*” ICSID Review, Vol. 36, No. 2 (2021) p. 299.

34) *Ibid.*

を申し立てる選択肢もあった。確かにEU運営条約第351条は、1958年1月1日以前又は後からEUに加盟した国にとってはEU加盟日以前に締結された合意から生じる権利及び義務がEU条約の規定によって影響を受けない旨を規定しており、形式的にみれば、英国は1965年にICSID条約に署名し、翌1966年の批准を経て、1967年に発効したのであるから、同条約の権利及び義務は英国の1973年の欧州共同体への加盟に先行するものであり、したがって、EU条約の諸規定による影響を受けないとも考えることができる。しかしながら、EU運営条約第351条はまた、(EU加盟前に締結された)合意がEU条約と両立しない限度において、加盟国又は関係国はその確立した非両立性(incompatibilities established)を排除するために、あらゆる適切な措置を講じるものとするとともに、加盟国は、必要な場合において、この目的のためお互いを支援し合い、適当な場合には共通の態度(common attitude)をとるべきことをも規定する。そうすると、仮に本件事案で英国がICSID条約に従い本件仲裁判断の執行を認めた結果として、EU法上違法とされる国家援助が実現されてしまう可能性が残るのであれば、誠実協力義務の存在に鑑みて、欧州司法裁判所の判断を待つか、あるいはEU運営条約第267条<sup>35)</sup>に基づき欧州司法裁判所に先行判決を求める申立てを行う方策もあり得た。もっとも、仮に前者を選択すれば、欧州司法裁判所が欧州委員会の主張に与する判断を行うリスクが考えられるため、EU法の自律性に対して優位性を付与する行為に等しく<sup>36)</sup>、EUからの離脱以降の英国司法の自律的な法運用が妨げられた可能性は十分に想定されるところであった。他方で、後者については、そもそもEU運営条約第267条が先決裁定手続の申立てに関して「shall(するものとす

---

35) 本条はEU法の適切な適用と統一的な解釈を確保するための規定である。  
Case 283/81, *Srl CILFIT and Lanificio di Gavardo SpA v Ministry of Health* (1982)  
ECR 3415.

36) ICSID条約に基づく投資仲裁判断の執行を停止すべく誠実協力義務を持ちだすことは、投資保護協定が狙いとしている法的予測可能性よりもEU法の自律性に優位性を置くリスクを伴うとの指摘がある。*Supra* note 32, p. 302.

る)」ではなく「may (できる)」の文言を採用していることから、規定上は先決裁定手続を求めることが義務的とされているわけではなく、したがって、英最高裁からすれば、先決裁定手続を申し立てるか否かは裁量的に判断できる事項であるということもできる。

以上のとおり、英最高裁は慎重に論理を重ね、誠実協力義務に応じることに伴うリスク、すなわちEU法の自律性への恭順と本件事案に関する英国法の自律的運営の喪失を回避した。同時に、EU法そのものに内在するEU運営条約第351条に依拠することで、将来的にも同種のケースにおける英国の自律的な法運用に道筋を開いたということができる。

## 5. 本件英最高裁判決後の動きと欧州委員会の反応

2022年1月25日、欧州司法裁判所は、懸案となっている投資家の賠償請求権が、それが税務インセンティブの撤回の結果によるものだととしても、(ルーマニアのEU加盟後である)2013年12月11日の仲裁判断によって具体的に与えられたものであるとして、ルーマニアのEU加盟前の事案に対し欧州委員会が遡及的に権限行使することはできないと判断した前記一般裁判所判決を破棄し、本件審理を一般裁判所に差戻した<sup>37)</sup>。この点、一般裁判所判決においては「援助」に相当するものが税務インセンティブの撤回によって生じた抽象的な損害賠償請求をなし得る地位のようなものとされ、その「援助」を受けた時点がルーマニアによる税務インセンティブの撤回時とされたのに対し、欧州司法裁判所判決は、EU運営条約第107条1項の意味に照らし、その「援助」を受けた時点は、それを受ける確定的な権利(definitive right)を獲得したときであるものとした。

当該欧州司法裁判所判決から間もない同年2月9日、欧州委員会は、国家援助ルールへの違反が認定された本件仲裁判断の執行を認めた本英国最高裁判決に関して、離脱協定第87条に基づき、欧州司法裁判所に提訴する

---

37) *Supra* note 10.

ことを決定した。その具体的な提訴理由は、以下のとおりである<sup>38)</sup>。

まず英国は、既にEU裁判所に提起されていた法的問題、すなわち、EU運営条約第351条の解釈及び適用並びに2015年欧州委員会決定の有効性について裁定したことによって、誠実協力義務に違反した。また、前述の状況において、EU運営条約第351条を誤って解釈及び適用したことによって同条に違反した。さらに、EUにおけるICSID仲裁判断の承認及び実施に関連したEU運営条約第351条の適用並びに欧州委員会の決定の有効性に関して欧州司法裁判所の先決裁定手続（preliminary reference）を申立てなかったことにより、EU運営条約第267条に違反した。のみならず、本仲裁判断の実施に関して、正式な国家援助調査手続を開始する欧州委員会の2014年決定に基づく（本件仲裁判断の執行）停止効を尊重しなかったことにより、EU運営条約第108条(3)にも違反した。

なお、欧州委員会は、上記提訴理由と併せて、今回の提訴に踏み切った実質的な理由について次のように述べている。

本英国最高裁判決は、投資紛争に対するEU法の適用、特にEU諸国間投資協定に基づいて出された仲裁判断又はEU諸国間でのエネルギー憲章の適用において重要な意味合いを有している。そして、それらの仲裁判断の英国裁判所による承認及び執行は、EU法に整合するものではなく（in-compatible）、EU諸国間の投資紛争の文脈における仲裁判断に対するEU法の優位性（primacy）を強調する判決の効果的な実施を確保しようとする欧州委員会の努力を潜脱し、阻害するものである<sup>39)</sup>。

## 6. EU法と投資保護法との抵触問題

上記のMicula事件では、ルーマニアによる本件仲裁判断の履行がEU競争法で禁止される国家補助に該当するか否かが問題となった。このように、近年、EUの国家補助規制を巡り、EU法と投資保護法との抵触が問

---

38) *Supra* note 11.

39) *Ibid.*



## 英国のEU離脱後における英国法とEU法との「相克」

題となっている<sup>40)</sup>。この問題は、国家が海外からの投資誘致を目的に導入したインセンティブ等の優遇措置が国家補助規制に違反することを理由としてその措置を撤廃した場合に、その撤廃行為が投資保護協定上の投資保護義務に違反するとして争われるケースとして現れるが、Micula事件のように投資仲裁において投資保護義務違反が認定され、仲裁廷によって投資受入国に損害賠償が命じられた後に投資受入国がその投資仲裁判断を履行しようとする際、「新たな国家補助」を構成するものと判断され、その支払いが差し止められるケースもある<sup>41)</sup>。このように、投資受入国は、EU法を遵守すべくインセンティブを撤回すれば投資協定上の投資保護義務に違反することになり、その違反を認定した投資仲裁判断を履行しようとするれば別途EU法に抵触するという意味で、投資保護協定上の義務とEU法上の義務（国家補助の禁止）の抵触の狭間に止め置かれることになるとの指摘もある<sup>42)</sup>。この抵触関係は非常に悩ましい問題であるが、近時、欧州司法裁判所は、そもそもEU諸国間投資協定仲裁を認めないとする方向でこの問題への対処を試みているようである。例えば、オランダ・チェコスロバキア投資協定に基づく投資仲裁判断の無効がドイツの国内裁判所に求められたAchmea事件での先決裁定手続において、2018年3月6日、欧州司法裁判所は、自らの判断によるEU法の自律性の確保を強調した上で、同投資協定上の仲裁条項が誠実協力の原則と整合しておらず、EU法の自律性に対する不利な（adverse）効果を有しているなどとして、EU運営条約第267条及び同第344条はEU諸国間投資協定に基づく仲裁を排除していると解釈されなければならないと述べた<sup>43)</sup>。同先決裁定により、EU諸国間投資協定に含まれる投資家対国家の仲裁条項（いわゆる

---

40) 玉田大「国家補助規制と投資保護義務の抵触問題」（2016）RIETI Discussion Paper Series 16-J-051、坂田雅夫「EU諸国間投資協定仲裁のEU法適合性問題」（2020）滋賀大学経済学部研究年報 Vol. 27。

41) 前掲・玉田 2-3 頁。

42) 前掲・玉田 3 頁。

43) *Slowakische Republik v Achmea BV*, CJEU Case C-284/16, paras. 58-60.

ISDS 条項）は EU 法に反するものとして適用不能になり、したがって、当該仲裁条項に基づく投資仲裁は管轄権を欠くとの判断が下される可能性が高い状況が生まれることになった。また、ウクライナの投資家がエネルギー憲章に基づいてモルドバに対して投資仲裁を申し立てた Komstroy 事件において、敗訴したモルドバから仲裁判断の取消しを求められたパリの裁判所が先決裁定手続を申し立てたところ、欧州司法裁判所は、エネルギー憲章のような多国間条約における投資家対国家の仲裁条項についても EU 諸国間の紛争には適用されない旨を判示した<sup>44)</sup>。

もっとも、EU 加盟国が非加盟国との間で締結している投資保護協定上の仲裁条項の適用可能性の問題、特に ICSID 条約の下で管理される投資仲裁の問題は依然として残ることになる。これらは Micula 事件でも問題となったように、EU 運営条約第351条の適用問題、もしくは ICSID 条約上の義務との関係性が問題となり得るからである。実際に、ドイツのベルリン上級地方裁判所において、エネルギー憲章第26条に基づく投資家の請求が EU 諸国間紛争に関することを理由にその請求の受理可能性を争ったドイツの主張について、ICSID 条約第41条は ICSID 仲裁廷が自らの管轄権を決定する権限（Kompetenz-Kompetenz）を有する旨を規定しており、ドイツの国内裁判所に仲裁手続きの受理可能性の判断を委ねる旨規定したドイツ民事訴訟規則（ZPO）の適用を否定して排斥した裁判例もある<sup>45)</sup>。

EU 法と投資保護法の抵触問題は今後も注視を要するところであるが、当該問題についての詳細な検討は別の機会に譲ることにしたい。

---

44) *Republic of Moldova v. Komstroy*, CJEU Case C-741/19, para. 66.

45) KG Berlin, Decision 12 SchH 6/21 of 28 April 2022. なお、ドイツ側は既に上訴しており、上級審の判断が待たれる。もっとも上級審が欧州司法裁判所に先決裁定手続を申し立てることになれば、欧州司法裁判所は、前述の Achmea 事件判決等に依拠して EU 法の自律性を阻害する方向での主張を採用しない可能性が高いと思われる。

## 7. 結 語

本件英最高裁判決は、欧州司法裁判所において EU 法下での本件仲裁判断の履行の合法性を問う訴訟の係属中、英国内における本件仲裁判断の執行を認めるに際して ICSID 条約に基づく加盟国の義務の解釈が（欧州司法裁判所ではなく）同条約の加盟国である英国の国内裁判所に委ねられることを判示した点に重要な意義がある。これは単に Micula 事件の本件仲裁判断のみに関するものではなく、英国の EU 離脱以降に同様に EU 諸国間で起こっている（もしくは起こり得る）投資仲裁判断の執行についても影響を及ぼし得るものと思われる。

本稿の脱稿時点においては欧州委員会が英国を相手方として申し立てた前記訴訟の見通しは不明であるが、当該訴訟を通じ、英国の法運用の自律性と EU 法の自律性の対立軸がより深まることになるのであれば、それは英国の EU 離脱後の英・EU 関係にとって憂慮すべき事態を招きかねず、更には言えば、EU 法と投資保護法との関係性についても決して好ましいものではない。そのような事態を回避し、グローバルな経済・投資活動が個々の法域間での自律性の衝突に巻き込まれ、その結果、法運用の安定性や予見可能性が損なわれることにならないよう、相互理解の促進とあるべき解決策の提示が求められる段階に差し掛かっているように思われる。